

令和8年度
第1回幕別町スポーツ推進委員会

議 案



日 時 令和8年6月2日（火）
18時00分～

会 場 幕別町教育委員会 会議室

- 1 委嘱状交付
- 2 教育長挨拶
- 3 委員の紹介
- 4 教育委員会職員の紹介
- 5 委員長、副委員長の選出について
- 6 報告事項
 - (1) 報告第1号 社会教育委員の推薦について
 - (2) 報告第2号 令和7年度事業報告について
- 7 審議事項
 - (1) 議案第1号 令和8年度事業計画について
 - (2) 議案第2号 後援事業について
 - (3) 議案第3号 研修会等について
- 8 その他
 - (1) 慶應義塾体育会野球部幕別キャンプについて
 - (2) 次回会議開催日程について

3 委員の紹介

○スポーツ推進委員名簿（任期：令和8年5月25日から令和10年5月24日まで）

職名	氏名	住所	スポーツ区分	備考
委員	たかはし 高橋 和浩	南町	野球	継続
〃	いちかわ 市川 とおる 徹	札内若草町	野球	継続
〃	せりざわ 芹澤 ゆうじ 勇治	忠類共栄	ソフトテニス	継続
〃	いざわ 伊澤 あきひろ 昭宙	忠類本町	スキー	継続
〃	わたなべ 渡辺 きみこ 貴美子	相川	バレーボール	継続
〃	かみむら 上村 まさよし 政義	札内北町	剣道	継続
〃	こまつ 小松 まさなお 正直	札内新北町	バドミントン	継続
〃	にしやま 西山 いつよ 乙代	札内暁町	陸上	継続
〃	まえだ 前田 かなこ 科那子	札内北栄町	ソフトボール	継続
〃	ささき 佐々木 みどり	札内青葉町	陸上	継続
〃	まつだ 松田 しゅんや 俊哉	明倫	カーリング	継続
〃	おおにし 大西 りゅうと 隆斗	札内桂町	パークゴルフ	継続

4 教育委員会職員の紹介

○職員一覧

職名	氏名	備考
教育部長	谷口 英将	
生涯学習課長	木村 純一	
社会体育係長	東出 和也	
社会体育係	宗 [♀] 琉我	

5 委員長、副委員長の選出について

委員長 ()
副委員長 ()

6 報告事項

(1) 報告第1号 社会教育委員の推薦について

・社会教育委員 (市川^{いちかわ} 徹^{とおる}) ※別添関係法令等参照

(2) 報告第2号 令和7年度事業報告について

① スポーツ推進委員会の開催

【第1回】

- 開催日等 令和7年7月17日(木) 教育委員会会議室 8名出席
- 議 題 ・令和7年度事業計画について
・後援事業について
・研修会等について

【第2回】

- 開催日等 令和7年10月21日(火) 教育委員会会議室 10名出席
- 議 題 ・第15回ウォークラリーまくべつの開催について
・ニュースポーツへの取組について

【第3回】

- 開催日等 令和7年12月3日(水) 教育委員会会議室 7名出席
- 議 題 ・リフレッシュ教室について

【第4回】

- 開催日時 令和8年3月3日(火) 教育委員会会議室 9名出席
- 議 題 ・スポーツ賞等の表彰者選考について

② 自主事業の実施について

【第15回ウォークラリーまくべつ】

- 実施日時 令和7年10月25日(土) 午前9時30分～午前11時45分
- 実施場所 開会式：札内スポーツセンター前
コース：札内北堤防コース(6km)
- 参加者 一般23名(推進委員：7名、教育委員会職員：3名、講師：2名)
- 講師 柳澤 良孝さん、平松 一海さん
- 内 容 札内北堤防コース(札内スポーツセンターから札内北公園に向かい、札内川の堤防沿いを歩く)でノルディックウォーキングなどを楽しんだ。

【リフレッシュ教室】

・モルック体験会

- 実施日時 令和8年1月27日（火） 15：00～15：50
 令和8年1月31日（土） 10：00～11：15
- 実施場所 札幌スポーツセンター武道場
- 参加者 (1/27) 18名（推進委員：5名、教育委員会職員：2名、講師：2名）
 (1/31) 25名（推進委員：8名、教育委員会職員：2名、講師：2名）
- 講師 柳澤 良孝さん、畠山 愛梨さん
- 内容 町民を対象とした初心者向けモルック体験会

③ 研修会の参加

【十勝管内スポーツ推進委員研修会】

- 日時 令和7年9月20日（土）午後1時30分～午後4時30分 3名出席
- 場所 森の交流館・十勝
- 内容 「肩こりや腰痛が起きる原因と根本的な解決方法」に関する講話と実技

【北海道スポーツ推進委員研究協議会】

- 日時 令和7年10月11日
- 場所 岩内地方文化センター 大ホール
- 内容 講演：「現代の発育発達にあわせた環境設定と指導について」
 講演：「医療現場からみた膝関節痛の実態と予防」
 研究協議：「生涯にわたりスポーツに親しむ環境づくりとスポーツ推進委員の役割」

④ 後援事業への協力

【第12回まくべつマラン大会】

- 日時 令和7年10月4日（土）2名出席
- 参加者 86名

⑤ スポーツ推進委員功労者表彰

- 上村政義委員 令和7年度十勝スポーツ推進委員功労者表彰受賞

7 審議事項

(1) 議案第1号 令和8年度事業計画について

- ① 第16回ウォークラリーまくべつ
 - ・開催日 10月下旬(案)
 - ・コース 札内北堤防コース(案)

- ② ニュースポーツへの取り組みについて
 - ・名称 モルック体験会(案)
 - ・開催日 1月下旬(案)
 - ・内容 未定

(2) 議案第2号 後援事業について

- ① 第13回まくべつマラソン大会
 - ・開催日 10月3日(土)(予定)
 - ・会場 幕別運動公園陸上競技場

(3) 議案第3号 研修会等について

- ① 十勝スポーツ推進委員協議会理事会
 - ・令和8年6月2日(火)(予定)
- ② 十勝スポーツ推進委員研修会
 - ・令和8年9月19日(土)(予定)
- ③ 北海道スポーツ推進委員研究協議会
 - ・令和8年10月28日(水)、10月29日(木)(予定) 開催地：札幌市

8 その他

(1) 慶應義塾体育会野球部幕別キャンプについて

- ・日時 8月8日(土)～8月17日(月)(予定)
- ・練習会場 幕別運動公園野球場等
- ・宿泊場所 幕別温泉パークホテル悠湯館、グランヴィリオホテル
- ・受入人数 60人(予定)

(2) 次回会議開催日程について

- ・日時 7月(予定)
- ・場所 教育委員会会議室

○幕別町スポーツ推進委員規則

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づき、幕別町スポーツ推進委員（以下「委員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員は、町民の健康増進とスポーツの推進を図るため次に掲げる職務を行う。

(1) スポーツの実技指導及び助言を行うこと。

(2) スポーツ活動の促進とスポーツ愛好者の育成を図ること。

(3) スポーツ行事又は事業の実施に対する協力と連絡調整を行うこと。

(4) 体育施設の管理運営並びに整備拡充について、教育委員会の諮問に応じて答申し、又は意見を具申すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、町民のスポーツの推進に関すること。

(定数)

第3条 委員の定数は、12名以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(服務)

第5条 委員は、相互に協力し、その職務を遂行するにあたって、法令、条例、関係規則等を遵守しなければならない。

2 委員は、その職務を行う上に必要な知識及び技術の習得に努めなければならない。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月20日教育委員会規則第6号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月22日教育委員会規則第11号）

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）附則第4条の規定により同法第32条第1項の規定によるスポーツ推進委員に委嘱されたものとみなされる者の任期は、この規則による改正後の幕別町スポーツ推進委員規則第4条第1項の規定にかかわらず、改正前の幕別町体育指導委員規則の規定による任期の残任期間と同一の期間とする。

○スポーツ基本法（平成23年8月24日施行）（関係条文抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

- 2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。
- 3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。
- 4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。
- 5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。
- 6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。
- 7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。
- 8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

（スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

- 2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。
- 3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

関係法令等

○幕別町社会教育委員に関する条例

平成5年3月29日条例第4号

改正 平成12年3月24日条例第21号

幕別町社会教育委員に関する条例

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第15条第1項の規定により、幕別町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(委員の定数)

第2条 委員の定数は、15名以内とする。

2 前項の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 学識経験のある者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の解嘱)

第4条 委員が法第15条第2項に該当しなくなった場合又は特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であっても、これを解嘱することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月24日条例第21号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。